

【麓山地区立体駐車場】
駐車料金 無料対象者名簿

利用施設	中央公民館（勤労青少年ホーム） ・ 公会堂		
利用日時	年 月 日（ : ~ : ）		
団体名			
利用者番号		駐車場利用人数	名
代表者	氏名：		連絡先：

郡山市麓山地区駐車場条例第5条第2項第2号の規定に該当する者は、次のとおりです。

No.	氏名	車両ナンバー	No.	氏名	車両ナンバー
1		—	21		—
2		—	22		—
3		—	23		—
4		—	24		—
5		—	25		—
6		—	26		—
7		—	27		—
8		—	28		—
9		—	29		—
10		—	30		—
11		—	31		—
12		—	32		—
13		—	33		—
14		—	34		—
15		—	35		—
16		—	36		—
17		—	37		—
18		—	38		—
19		—	39		—
20		—	40		—

※駐車券には何も記入しないでください。

※裏面の注意事項をお読みください。

立体駐車場料金無料処理の流れ

- ① 代表の方は、この名簿と名簿に記入したナンバーの駐車券を揃えて窓口へ提出してください。
- ② 窓口にて、名簿と駐車券を確認します。
- ③ 窓口で確認した駐車券をお返ししますので、窓口脇の端末で処理してください。
- ④ 出庫時、出口ゲートで処理した駐車券を入れると無料で出られます。

～注意事項～

- こちらの名簿は、立体駐車場を2時間以上ご利用の方のみご記入ください。（2時間以内の利用の方、中央公民館敷地内駐車場ご利用の方は無料処理は不要です。）
- 無料処理は、施設利用時間中いつでも可能ですので、休憩時間などに無料処理いただくとスムーズです。
- 駐車券には何も記入しないでください。
立体駐車場から車を出ることが出来なくなる可能性があります。
- 無料処理した駐車券は、もう一度端末に入れるとエラーとなり、駐車券が出てこなくなりますのでご注意ください。無料処理したか分からなくなってしまった場合は、窓口にご確認下さい。
- 駐車券を紛失した場合は、立体駐車場1階の管理事務所で再発行の手続きをお願いします。
- 駐車券を再発行した場合、無料処理を行う必要がありますので、駐車料金を支払わずに、再発行された駐車券を中央公民館窓口までお持ちください。事前精算してしまうと無料処理ができませんし、料金もお戻しできません。